発　行　者　情　報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年11月27日
【発行者の名称】	株式会社フェリエスト（Feriest Co.,Ltd.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　吉田　大太
【本店の所在の場所】	東京都中央区晴海一丁目８－10晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーＸ棟24Ｆ
【電話番号】	03-6721-1871（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理部長　前田　真嗣
【担当J-Adviserの名称】	宝印刷株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　白井　恒太
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目28番８号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/
【電話番号】	03-3371-3392
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所　TOKYO PRO Market また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社フェリエスト https://www.feriest.com/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

１．TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部　第３　４【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

２．発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第１項第１号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３．TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。

４．東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第１ 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次	第８期	第９期	第10期	第11期
決算年月	2024年３月	2024年８月	2025年８月	2026年８月
売上高 （千円）	290,021	129,420	549,891	891,787
経常利益又は経常損失（△）（千円）	42,081	△29,291	42,609	90,146
当期純利益又は当期純損失（△） （千円）	30,793	△51,650	22,413	66,095
持分法を適用した場合の投資利益 （千円）	―	―	―	―
資本金 （千円）	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 （株）	100	100	100	1,000,000
純資産額 （千円）	138,282	86,631	104,045	170,140
総資産額 （千円）	221,555	179,096	321,638	658,819
１株当たり純資産額 （円）	138.28	86.63	104.05	170.14
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）（円）	― （―）	50,000 （―）	― （―）	9.00 （―）
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△） （円）	30.79	△51.65	22.41	66.10
潜在株式調整後１株当たり当期純利益 （円）	―	―	―	―
自己資本比率 （%）	59.1	48.4	32.3	25.8
自己資本利益率 （%）	23.5	―	23.5	48.2
株価収益率 （倍）	―	―	―	32.5
配当性向 （%）	―	―	―	13.6
営業活動によるキャッシュ・フロー （千円）	―	△22,613	35,483	89,390
投資活動によるキャッシュ・フロー （千円）	―	7,405	△11,228	△61,001
財務活動によるキャッシュ・フロー （千円）	―	△1,815	80,771	170,932
現金及び現金同等物の期末残高（千円）	―	85,553	190,579	389,900
従業員数 （名） 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	21 （―）	34 （―）	38 （14）	52 （6）

（注）１．当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

３．第８期及び第10期の１株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

４．第９期の配当性向については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

５．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

６．第９期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

７．第８期から第10期までの株価収益率については、当社株式が非上場であったため記載しておりません。

８．2025年11月29日付で普通株式１株につき10,000株の割合で株式分割を行っております。第８期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失を算定しております。また、第８期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり配当額を算定した場合、第９期は5.00円となります。

９．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を（ ）に外数で記載しております。

10．特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第３項の規定に基づき、第10期及び第11期の財務諸表について監査法人アヴァンティアの監査を受けておりますが、第８期及び第９期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

11．2024年７月15日開催の臨時株主総会決議により、決算期を３月31日から８月31日に変更しております。したがって、第９期は、決算期変更により2024年４月１日から2024年８月31日までの５か月決算となっております。

12．第８期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

２ 【沿革】

当社の代表取締役吉田大太は、フラッシュマーケティング事業の創業・売却及び芸能プロダクションの運営を通じた事業経験でSNSの広告価値への強い実感と、SNSマーケティング市場の大きな成長可能性を確信し、「価値ある商品・サービスが埋もれている現状を変えたい」との想いから企業の認知課題をSNSマーケティング事業で解決するために、2016年８月に株式会社フェリエストを設立いたしました。

当社の設立以後に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	概要
2016年８月	東京都渋谷区桜丘にSNSマーケティング事業を目的として、株式会社フェリエストを設立、SNSアカウント運用代行サービスを開始
2020年７月	SNSマーケティングとの親和性が高いことから通信販売及びECサイトの企画、制作及び運営を目的に完全子会社として株式会社FtoC設立
2020年12月	InstagramにてSNSのアカウント運用のテストマーケティングと実績の積み上げを目的として自社メディア、３アカウントスタート、SNS運用アカウントを活用とした付帯サービスとしてインフルエンサーPR、SNS広告運用代行のサービスを開始。
2022年４月	本店を東京都渋谷区鶯谷町に移転
2023年３月	Instagramの運用サービスの拡大を目的としてInstagram画像制作サービス「トラスタ」（注１）をリリース
2023年12月	ショート動画制作サービスの拡大を目的としてショート動画制作サービス「ヒビミル」（注２）をリリースし、ショート動画制作サービスを開始
2024年３月	本店を東京都港区に移転
2024年５月	東京都港区西麻布に自社スタジオを開設
2024年８月	経営の効率化を目的として、完全子会社である株式会社FtoCを合併
2024年８月	新たなプラットフォームとしてTikTokのサービス拡大を目的としてTikTok AIレポートサービス「カチレポ」（注３）をリリース
2025年１月	本社ビル６階に自社スタジオを移転
2025年６月	リールにおけるショートドラマの需要が高まったため、ドラマ制作によるショート動画制作サービスの拡充を目的にショートドラマ制作サービス「ヒビドラ」（注４）リリース
2026年２月	本店を東京都中央区に移転
2026年４月	東京証券取引所TOKYO PRO Marketに株式を上場
2026年５月	X運用における投稿生成の高度化を目的として、AIサービス「Sociq for X」（注５）をリリース
2026年７月	関西エリアにおけるサービス提供体制の強化を目的として、大阪支社（大阪市淀川区）を開設
2026年７月	X Corp. Japan株式会社の「X広告認定代理店」に認定
2026年８月	TikTok Shopにおけるパートナープログラム「TikTok Shop Partner（TSP）」「Creator Agency Partner（CAP）」「TikTok Affiliate Partner（TAP）」に参画
2026年10月	LINEヤフー株式会社の「LINEヤフー Partner Program」において「Sales Partner」契約を締結

（注）１．「トラスタ」とは、Instagramのフィード投稿に利用する画像をInstagramのアルゴリズムやトレンドに精通している当社が代わりに制作するサービスです。

２．「ヒビミル」とは、TikTokやYouTube、Instagramのリールなどに配信する数十秒～２分程度のショート動画をアルゴリズムやトレンドに精通している当社が代わりに制作するサービスです。

３．「カチレポ」とはアカウントの全体動向をはじめ、１投稿単位での再生回数やフル維持率、フォロワーの男女比や時間別アクティブ数など自社アカウントの動画リーチ率を上げるための分析が誰でも簡単に行えるサービスです。

４．「ヒビドラ」とはTikTokやYouTube、Instagramのリールなどに配信する数十秒～２分程度のショートドラマを、豊富なSNS運用代行の経験から培ったSNSマーケティングを活かして企画・撮影・キャスティング・編集まで制作するサービスです。

５．「Sociq for X」とは、インプレッションの高いX投稿をAIエージェントが収集し、反応の高い投稿の構造を学習したうえで、アカウントごとの発信スタイルに合わせた投稿案や画像を生成するサービスです。

３ 【事業の内容】

当社は、自他共に認めるNo.1のSNSマーケティング会社になることをビジョンとして、コンテンツの企画・制作から運用代行、プロモーション、分析に至るまで一気通貫でトータルサポートする「SNSマーケティング事業」を展開しております。また、500社以上の支援実績を通じて蓄積したSNS運用データ及びノウハウを活用し、AIによる分析・可視化を進めることで、再現性のある成果創出モデルの構築及び高度化を推進しております。セグメントはSNSマーケティング事業の単一セグメントですが、業務内容は「SNSアカウント運用代行」と「ショート動画制作、その他」の２つのサービスに大別されます。

１．SNSアカウント運用代行サービス

当社は、企業・自治体等の公式SNSアカウントに対し、戦略設計、コンテンツ制作、日々の運用（投稿・コミュニティ対応）、広告連携、レポーティングによる効果測定を一気通貫で提供しています。X、Instagram、TikTok、YouTubeなど各プラットフォームの特性に合わせてKPIを設計し、クライアントの課題（認知拡大、ファン化、売上・リード・採用の課題）解決に寄与する運用を実行しております。コンテンツ制作においては、社内にクリエイティブ部門を持ち、撮影・制作が可能なためSNSに特化した高品質な制作物をスピード納品することが可能となっております。また、縦型ショート動画における豊富な実績を有していることから、クライアントのニーズに沿った制作物の納品が可能です。さらに専任のカスタマーサクセスチームを有しており、各クライアントに担当者を配置し、クライアントの運用状況及びニーズをいち早く把握し、制作物の企画やプロモーションに寄り添った支援を可能としております。

定例においてクライアントに提出するレポート作成にはAIを活用し、インサイトを抽出し、インサイト情報からAIによってレポートを自動生成しております。

また、TikTokにおいては、ソーシャルコマース需要の高まりに対応するため、TikTok Shopの出店から運営までを支援するサービスを提供しております。2026年８月には、TikTok Shopのパートナープログラムである「TikTok Shop Partner（TSP）」「Creator Agency Partner（CAP）」「TikTok Affiliate Partner（TAP）」に参画いたしました。これにより、ショップの開設・運営、販売戦略の設計、ショート動画制作、LIVEコマースの運営、クリエイターのキャスティング・育成、アフィリエイト施策、広告運用までをワンストップで支援する体制を構築しております。

さらに、2026年５月より、X運用に特化したAIサービス「Sociq for X」を提供しております。「Sociq for X」は、インプレッションの高い投稿の構造をAIが学習し、アカウントごとの発信スタイルを反映した投稿案や画像を生成するサービスです。投稿の最終判断及び実行は人が行う設計としております。今後は、対応SNSの拡大及び機能の高度化を進めてまいります。

２．動画作成・その他サービス

(1) ショート動画制作

ショート動画制作サービス「ヒビミル」は、商品の魅力やサービスの認知拡大を実現するSNS特化型の動画をワンストップで提供します。500社以上のアカウント運用で培ったデータとノウハウを持つ専門チームが全面支援し、TikTok・YouTubeショート・Instagramリールなど主要プラットフォームに対応。企画から撮影・手配まで自社完結のため低コストかつスピーディーに対応可能です。地上波番組を手掛けたディレクターやインフルエンサーとして活動するクリエイターなど、映像のプロが高品質なショート動画を制作し、効果的なSNSマーケティングを後押しします。

ショートドラマ制作サービス「ヒビドラ」は、単なるショートドラマ制作にとどまらず、SNS運用代行で培ったマーケティング知見を基盤に、目的に合わせて設計した短尺ドラマを企画から納品までワンストップで提供します。クライアントの抱える課題を、トレンドを踏まえたストーリー設計と運用までの伴走で解決します。

(2) インフルエンサーPR

当社のインフルエンサープロモーションは、当社の培ったインフルエンサーのネットワークから最適な人選を行い、企画設計から施策実行、効果検証まで一貫して支援します。分析システムでエンゲージメント率や男女比、フォロワー属性を精査し、トップ層から一般に近いミニマム層まで、目的に合うキャスティングを提案しサービスを提供します。

(3) SNS広告運用代行

当社のSNS広告運用代行は、Facebook/Instagram、X（旧Twitter）、YouTube、TikTok、LINEヤフーなど複数の媒体を横断して最適な出稿設計から配信、検証まで提供します。事業内容や課題を丁寧にヒアリングし、媒体選定とターゲティング、運用方針を策定して売上向上や認知拡大の最大化を図ります。クライアントの担当者の工数を抑えつつ成果に直結させる運用体制を提供し、媒体間の切り替えや拡張にもスムーズに対応します。

美容・ファッション・ライフスタイル・ママ・スポーツ・イラストなど多様な分野のインフルエンサーと直接ネットワークを持ち、地域や属性を細かく指定したキャスティングを広告と連動して行えるため、認知拡大から刈り取りまでシームレスに設計できます。

提供内容は、課題整理とKPI設定、プランニングとクリエイティブ制作、配信・運用、レポーティングと改善までの一連のプロセスです。保存数やクリック数、リーチ、コンバージョンなどの指標をもとに月次で効果を可視化し、PDCAを高速に回して成果を伸ばします。進行は、ヒアリングから始まり、プラン提示、クリエイティブ制作、アカウント設計を経て、配信を開始した後の効果検証、改善まで一気通貫でサービスを提供します。

(4) その他

その他として、キャスティング・撮影を提供しております。内容は、年齢・性別・国籍を問わないモデル手配、商品単体の物撮りからモデル着用・ロケ・動画撮影までの実施、トリミングや色補正・白抜き等の画像加工、ブランドに合ったスタジオやスタッフの手配までを網羅。都市部だけでなく地方在住のモデルやインフルエンサーも多く抱え、ニッチな要望にも柔軟に対応します。進行はヒアリングで目的・ターゲット・スケジュールを確認し、企画提案→キャスティング→撮影・加工の順で進め、SNS向けカットからEC用ビジュアルまで用途に応じた最適プランを提示します。大手小売・ファッション・商業施設など多様な企業での起用実績があり、詳細な料金やプランは要望に合わせて個別に提案し、サービスを提供します。

以上の説明を事業系統図によって示すと以下のようになります。

事業系統図

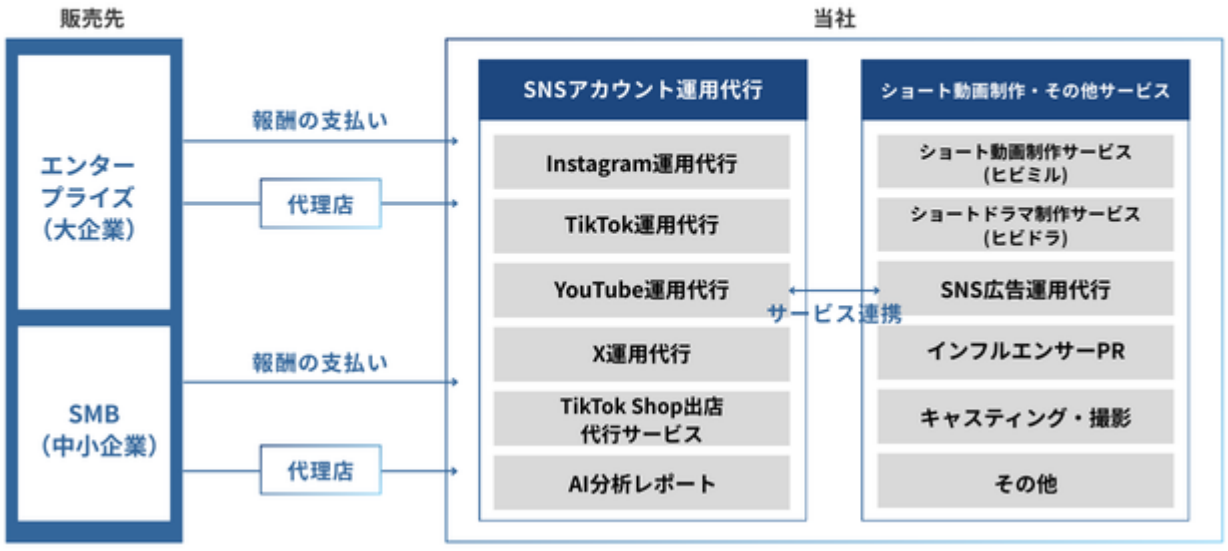

４ 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

５ 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年８月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
52 (6)	29.5	1.3	4,155

(注) １．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、最近１年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
２．当事業年度において従業員数が14名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。
３．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
４．平均年間給与には、パート、臨時従業員の給与は含まれておりません。
５．当社は、SNSマーケティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第３ 【事業の状況】

１ 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善等を背景に緩やかな回復基調で推移した一方、物価上昇や為替変動、海外経済の動向等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社が事業を展開するSNSマーケティング市場においては、SNSの利用拡大や企業によるデジタルマーケティングへの投資拡大を背景に、SNSアカウントを通じた継続的な情報発信や、ショート動画をはじめとする動画コンテンツの活用ニーズが高まっております。また、SNSプラットフォームのアルゴリズムやユーザー行動が変化する中、顧客との接点を構築・強化するため、企画、コンテンツ制作、投稿・運用、効果分析・改善までを一体的かつ継続的に行う運用体制の重要性が高まっております。

このような事業環境のもと、当社は、SNSアカウント運用及びショート動画制作を中心に、顧客企業のSNSマーケティング活動を一貫して支援してまいりました。当事業年度においては、営業活動の強化による新規顧客の獲得に加え、既存顧客への関連サービスの提案を通じて、取引の拡大に取り組んでまいりました。併せて、人材採用及び育成を進め、営業・運用・制作体制の強化及び業務効率化を図ることで、拡大する顧客ニーズに対応するサービス提供体制の拡充に努めてまいりました。

これらの取り組みにより、取引社数の増加及び既存顧客との取引拡大が進み、売上高は堅調に推移いたしました。一方、人材採用の強化に伴う人件費の増加や、株式上場及び上場後の経営管理体制の強化に関連する費用等により、販売費及び一般管理費は前事業年度と比較して増加いたしましたが、増収効果によりこれらの費用増加を吸収し、各段階利益についても堅調に推移いたしました。

これらの結果、当事業年度における売上高は891,787千円（前事業年度比62.2％増）、営業利益は85,507千円（前事業年度比136.3％増）、経常利益は90,146千円（前事業年度比111.6％増）、当期純利益は66,095千円（前事業年度比194.9％増）となりました。

なお、当社はSNSマーケティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は389,900千円（前事業年度末比199,321千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は89,390千円となりました。主な要因は、税引前当期純利益87,867千円、未払費用の増加24,330千円、前受金の増加11,666千円、減価償却費15,122千円による資金の増加に対し、売上債権の増加51,359千円、前渡金の増加14,426千円、前払費用の増加12,706千円、法人税等の支払額13,261千円による資金の減少があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は61,001千円となりました。主な要因は、有形固定資産の取得による支出37,727千円、敷金及び保証金の差入による支出21,715千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は170,932千円となりました。主な要因は、長期借入れによる収入230,000千円、長期借入金の返済による支出50,571千円であります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は役務提供サービスを中心としたSNSマーケティング事業を行っており、提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注状況

生産実績と同様の理由により、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当社はSNSマーケティング事業の単一セグメントであるため、販売実績をサービス別に示すと、次のとおりであります。

サービス区分	当事業年度 （自 2025年９月１日 至 2026年８月31日）	前期比（%）
SNSアカウント運用代行（千円）	451,409	169.9
ショート動画制作・その他（千円）	440,378	155.0
合計	891,787	162.2

（注）主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上となる相手先がいないため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当社が対処すべき課題として認識している事項は下記のとおりであります。文中の将来に関する事項は、本当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

(1) 事業ポートフォリオの多角化

当社は現在、SNSマーケティング支援事業を主力として成長を続けております。今後、さらに安定した経営基盤を確立し、外部環境の変化に柔軟に対応できる収益構造を構築するためには、事業ポートフォリオの多角化が重要な課題であると認識しております。

この課題に対し、当社はこれまでに培ったSNSマーケティングの知見とデータを活用し、事業領域の拡大を推進してまいります。具体的には、AIを活用したSNS運用に留まらない顧客のマーケティング活動全体を支援するコンサルティング領域への進出等、新たな収益の柱を構築してまいります。

(2) 顧客開拓力の強化と営業体制の組織化

当社の持続的な成長のためには、新規顧客を安定的に獲得し続ける体制の構築が不可欠です。現状の新規顧客開拓は、当社ウェブサイトからの問い合わせや既存顧客からの紹介が中心となっておりますが、今後の事業拡大を見据え、より能動的かつ組織的な営業活動を展開することが喫緊の課題であると考えております。

この課題に対し、当社はまず、自社サービスのLP（ランディングページ）のコンテンツ充実とWeb広告運用の強化を通じて、見込み顧客（リード）の獲得数を最大化します。さらに、獲得したリードを効率的に契約締結へと繋げるため、営業機能の専門部署を立ち上げ、体系的な営業研修の実施を通じて、個々の営業担当者の能力向上と組織全体の営業力の底上げを図ってまいります。これにより、新規顧客獲得数の増加と契約締結までの期間短縮を実現してまいります。

(3) 優秀な人材の採用及び育成

当社の事業は、専門的な知見を有する人材がその競争力の源泉であります。事業の継続的な成長とサービス品質の向上のためには、優秀な人材を安定的に確保し、その能力を最大限に引き出すための育成体制を強化することが最重要課題の一つであると認識しております。

この課題に対し、当社は採用担当者を登用し、採用ブランディング活動を通じて当社のビジョンや事業の魅力を積極的に発信し、ミッションに共感する優秀な人材の獲得に努めます。

また、採用した人材に対しては、フェリエストグロースアカデミーと名付けた研修プログラムを提供し、継続的なスキルアップとキャリア形成を支援します。さらに、これまでの支援実績から得られたノウハウを形式知化し、組織全体で共有するナレッジマネジメントを推進することで、個人の能力を組織の力へと転換し、高品質なサービスを安定的に提供できる体制を構築してまいります。

(4) 業務生産性の向上

今後の事業規模の拡大に対応し、収益性をさらに高めていくためには、従業員一人ひとりの生産性を向上させることが不可欠な課題です。特に、顧客への価値提供に直結するコア業務へリソースを集中させ、非効率な業務を削減していく必要があります。

この課題に対し、当社はテクノロジーの活用による業務効率化を積極的に推進します。具体的には、定型的なレポーティング業務や情報収集業務などを自動化する社内ツールへの投資を進めるとともに、プロジェクト管理ツールやコミュニケーションツールを最適化し、部門間の円滑な情報連携を促進します。これにより、従業員が付加価値の高いクリエイティブな業務や顧客との対話に注力できる環境を整備し、組織全体の生産性向上を図ってまいります。

(5) 競争優位性の維持・強化

当社が事業を展開するSNSマーケティング市場は、多くの事業者が参入し、競争が激化しております。このような市場環境において、当社が選ばれ続けるためには、他社にはない独自の価値を提供し、競争優位性をさらに強化していくことが不可欠な課題です。

この課題に対し、AIを活用した対応領域の拡大といった継続的な開発投資を行ってまいります。また、豊富な支援実績によって蓄積されたデータを活用し、特定の業界・業種に特化したコンサルティングサービスを開発するなど、専門性を高めることで他社との差別化を図り、収益性の高い事業構造を構築してまいります。

(6) 内部管理体制の強化

今後の継続的な事業拡大と上場企業としての社会的責任を果たすため、事業規模に適したコーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制を構築・強化していくことが重要な課題であると認識しております。

この課題に対し、当社はコンプライアンス遵守、情報セキュリティ管理、リスク管理など、企業活動の健全性と透明性を確保するための社内規程を整備し、その運用を徹底してまいります。具体的には、全従業員に対する定期的なコンプライアンス研修の実施、情報資産の適切な管理とセキュリティ対策の継続的な見直し及び全部署を横断したリスク管理体制の強化などを通じて、投資家の皆様から信頼される企業経営を目指してまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 経済状況及び広告市場の変動に関するリスク

当社の主要な収益源であるSNSマーケティング支援サービスは、企業の広告宣伝活動の一環として利用されるため、国内外の経済状況や景気動向の影響を受けやすい性質があります。景気の下降局面や先行き不透明感が高まる状況下では、多くの企業が広告宣伝費を抑制又は削減する傾向があります。特に、費用対効果の可視化に時間を要するブランディング目的の施策や、新規のマーケティング投資は、削減の対象となりやすいと考えられます。

このような広告市場の縮小が発生した場合、当社顧客からの既存契約の見直し、予算削減、あるいは新規契約の獲得難易度の上昇などを通じて、当社の事業、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。当社では、顧客の売上向上に直結するプロモーション施策の提案や、解約率を低減するための顧客満足度向上に努めておりますが、マクロ経済の変動による影響を完全に回避することは困難であります。

(2) 特定のSNSプラットフォームへの依存に関するリスク

当社の提供するSNSマーケティング支援サービスは、その大半がMeta社（Instagram、Facebook）、ByteDance社、X社（旧Twitter）、Google社（YouTube）等が運営する特定のプラットフォーム上で展開されております。これらのプラットフォーム運営企業の経営方針、利用規約、仕様又はアルゴリズムが、当社に不利な形で変更された場合、当社が蓄積してきたマーケティングのノウハウが通用しなくなる、あるいは効果が著しく低下する可能性があります。

また、プラットフォーム側で大規模なシステム障害やサービス停止が発生した場合、当社のサービス提供に直接的な支障が生じます。このように、当社の事業は特定のプラットフォーム運営企業の動向に大きく依存しており、これらの企業の事業戦略や技術的変更が、当社の事業、業績及び財務状況に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 技術革新及び市場の変化への対応に関するリスク

SNSマーケティング市場は、新しいSNSの登場、AI技術の進化、ユーザーの利用動向の変化など、技術革新及び市場の変化のスピードが極めて速いという特徴があります。当社がこれらの変化を迅速に捉え、新たな技術や手法をサービスに反映できない場合、当社のサービスの陳腐化を招き、競合他社に対する優位性が低下する可能性があります。

当社では、最新技術に関する情報収集や社内での研究に努めておりますが、これらの変化への対応が遅れた場合、あるいは多額の投資を行ったにもかかわらず想定した成果が得られなかった場合には、当社の競争力及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 競合の激化に関するリスク

当社が事業を展開するSNSマーケティング市場は、市場の成長性から参入障壁が比較的低く、総合広告代理店、デジタル広告専業代理店、Web制作会社等の既存プレイヤーに加え、近年では専門的なスキルを持つフリーランス人材の参入も増加しており、競争が激化しております。

特に、一部の運用代行業務などにおいては価格競争に陥りやすい傾向があります。当社は、AI分析ツール「カチレポ」の提供やデータに基づいたコンサルティングを通じて高付加価値化を図り、差別化に努めておりますが、競争の激化により顧客獲得単価の上昇や受注単価の下落が生じた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 法的規制等に関するリスク

当社の事業は、景品表示法における「ステルスマーケティング規制」や「アフィリエイト広告等に関する指針」のほか、個人情報保護法、特定商取引法など、様々な法的規制の適用を受けます。SNS上での広告・マーケティング活動に関する規制は近年強化される傾向にあり、今後も新たな法規制やガイドラインが導入される可能性があります。

当社では、顧問弁護士と連携し、コンプライアンス体制の構築と従業員への教育を徹底しておりますが、万が一法令等に抵触する事態が発生した場合、あるいは予期せぬ法改正等により事業モデルの変更を余儀なくされた場合には、行政処分、損害賠償請求、社会的信用の失墜などを通じて、当社の事業及び業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(6) 炎上等のレピュテーションリスク

SNSは情報の拡散速度が非常に速く、当社が運用を代行する顧客アカウントの投稿内容や、当社が企画したキャンペーンの内容等が、意図せずして誤解を招いたり、社会的な批判を受けたりした場合、「炎上」と呼ばれるネガティブな評判の拡散につながるリスクがあります。

当社では、投稿前の複数人によるチェック体制の構築や、SNS上でのコミュニケーションに関するガイドラインの策定など、炎上リスクを低減するための対策を講じております。しかしながら、これらのリスクを完全に排除することは困難であり、万が一炎上が発生し、顧客企業又は当社のブランドイメージが著しく毀損した場合には、取引停止や信頼の失墜につながり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 人材の採用・育成及び定着に関するリスク

当社の競争力は、SNSマーケティングに関する専門的な知見と実行能力を持つ人材に大きく依存しております。事業の継続的な拡大のためには、優秀な人材の採用・育成及び定着が不可欠です。

しかしながら、当該分野における専門人材の獲得競争は激しく、計画通りに人材を確保できない可能性があります。また、育成した人材が社外へ流出した場合には、サービス品質の低下や事業拡大の遅延を招く恐れがあります。これらの事態が生じた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 特定人物への依存に関するリスク

当社の代表取締役社長である吉田大太は、当社の創業者であり、経営方針や事業戦略の策定、主要な取引先の開拓等において極めて重要な役割を果たしております。

当社では、経営幹部への権限委譲や情報の共有化を進めることで、同氏に過度に依存しない経営体制の構築に努めておりますが、何らかの理由により同氏の業務執行が困難となった場合、当社の事業運営及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 情報セキュリティに関するリスク

当社は業務の過程で、顧客企業の機密情報（新製品情報、マーケティング戦略等）を取り扱います。情報管理体制には万全を期しておりますが、サイバー攻撃、不正アクセス、従業員の過誤などによる情報漏洩のリスクを完全に排除することはできません。

万が一、顧客の重要な機密情報が漏洩した場合には、顧客からの損害賠償請求や取引停止、社会的信用の失墜を招き、当社の事業及び業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(10) 個人情報、情報セキュリティについて

当社は、事業運営上の特性から大規模な個人情報を取り扱うことはありませんが、顧客情報や従業員情報など一部の個人情報を取り扱っております。不正アクセスや内部管理体制の不備による情報漏洩が発生した場合、法的責任や社会的信用の低下、多額の賠償金が発生するリスクがあると認識しております。当社では、プライバシーマーク（Pマーク）を既に取得しており、情報セキュリティ管理規程の策定や定期的な教育を通じて、さらなる情報管理体制の強化とリスク軽減に努めておりますが、万が一、個人情報が流出した場合、社会的信用の失墜を招き、当社の事業及び業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(11) 外注先の確保

当社は、画像・動画制作において一部業務を外部委託しておりますが、適切な外注先が確保できない場合や外注先の業務品質が低下した場合、プロジェクトの納期遅延や品質低下が生じるリスクがあります。これに対応するため、当社では外注先との密なコミュニケーションを図り、円滑な連携を維持する体制を整えています。また、リスク軽減及び品質向上を目的に、業務の内製化を積極的に推進し、重要な業務については自社での対応力を強化しております。しかしながら、外注先の確保が困難になった場合や、品質の低下により取引先との信頼関係が悪化した場合、業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(12) J-Adviserとの契約について

＜J-Adviser契約解除に関する条項＞

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所により認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。本発行者情報公表時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情がない限り１か月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する１か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

＜J-Adviser契約上の義務＞

・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無でJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後１年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、１年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「２年以内」も同様。）、債務超過の状態でなくならなかったとき。但し、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という。）第２条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(同社が適当と認める場合に限る。）には、２年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし当社が提出する当該再建計画並びに次のａ及びｂに定める書面に基づき行うものとする。

a　次の(a)から(c)に定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第２条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b　本号ただし書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a　当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合、当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b　当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日

c　当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のａからｃまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a　次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 当社が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b　当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前ａの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤　事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

ａ　当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

ｂ　当社が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議についての書面による報告を受けた日

ｃ　当社が、ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第３号ｂの規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥　不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（ⅰ　非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅰの２　非上場会社を子会社とする株式交付、ⅱ　会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅲ　非上場会社からの事業の譲受け、ⅳ　会社分割による他の者への事業の承継、ⅴ他の者への事業の譲渡、ⅵ　非上場会社との業務上の提携、ⅶ　第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅷ　その他非上場会社の吸収合併又はⅰからⅶまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合。

⑦　支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき。

⑧　発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨　虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

ａ　当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

ｂ　当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合。

⑩　法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪　株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫　株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬　完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭　指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮　株主の権利の不当な制限

当社が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

ａ　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

ｂ　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

ｃ　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

ｄ　TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

ｅ　TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

ｆ　議決権の比率が300％を超える第三者割当に係る決議又は決定。

ｇ　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯　全部取得

当社がTOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰　株式等売渡請求による取得

特別支配株主が当社の銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱　株式併合

当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を１株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲　反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき。

⑳　その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、本書公表日現在において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

（流動資産）

当事業年度末における流動資産は569,801千円となり、前事業年度末に比べ280,926千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が199,321千円、売掛金が51,359千円、前渡金が14,426千円、前払費用が12,363千円増加したことによるものであります。

（固定資産）

当事業年度末における固定資産は89,018千円となり、前事業年度末に比べ56,255千円増加いたしました。これは主に建物（純額）が37,885千円、敷金及び保証金が11,879千円、工具、器具及び備品（純額）が3,274千円増加したことによるものであります。

（流動負債）

当事業年度末における流動負債は309,126千円となり、前事業年度末に比べ139,883千円増加いたしました。これは主に１年内返済予定の長期借入金が74,112千円、未払費用が24,264千円、買掛金が12,915千円、前受金が11,666千円増加したことによるものであります。

（固定負債）

当事業年度末における固定負債は179,552千円となり、前事業年度末に比べ131,202千円増加いたしました。これは主に長期借入金が105,317千円、資産除去債務が21,996千円増加したことによるものであります。

（純資産）

当事業年度末における純資産合計は170,140千円となり、前事業年度末に比べ66,095千円増加いたしました。これは当期純利益の計上により利益剰余金が66,095千円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「第３【事業の状況】１【業績等の概要】(1) 業績」に記載しております。

(4) キャッシュ・フローの分析

当事業年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「第３【事業の状況】１【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針について

「３【対処すべき課題】」に記載しております。

第４ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

当事業年度において実施した設備投資の総額は37,727千円であり、その主なものは、本社移転に伴う内装設備及び什器備品の取得であります。なお、上記の金額には、資産除去債務の計上に伴う有形固定資産の増加額21,831千円は含めておりません。また、当社はSNSマーケティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

２ 【主要な設備の状況】

2026年８月31日現在

事業所名 （所在地）	設備の内容	建物	車両運搬具	工具、器具 及び備品	合計	従業員数 （人）
本社 （東京都中央区）	本社事務所	39,864	2,079	10,699	52,642	47(6)
大阪支社 （大阪市淀川区）	事務所	236	－	266	502	5(－)

（注）１．帳簿価額の単位は千円であります。

２．本社及び大阪支社の建物は賃借物件であり、年間賃借料はそれぞれ32,618千円、2,059千円であります。

３．建物は、賃借建物に施した建物附属設備の金額であります。

４．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、最近１年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

５．当社はSNSマーケティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

３ 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第５ 【発行者の状況】

１ 【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	事業年度末現在発行数（2026年８月31日）（株）	公表日現在発行数（2026年11月27日）（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	－	－

（注）１．2025年11月28日開催の定時株主総会の決議に基づき、2025年11月29日付で定款の変更を行い、100株を１単元とする単元株制度を導入しております。
２．2025年11月28日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より600株減少し、400株となっております。
３．2025年11月14日開催の取締役会決議により、2025年11月29日付で普通株式１株を10,000株に株式分割いたしました。これにより発行済株式総数は999,900株増加し、1,000,000株となっております。また、発行可能株式総数は3,999,600株増加し、4,000,000株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2025年11月29日（注）	999,900	1,000,000	－	10,000	－	－

（注）2025年11月14日開催の取締役会決議により、2025年11月29日付で普通株式１株を10,000株に分割しております。これにより発行済株式総数は999,900株増加し、1,000,000株となっております。

(6)【所有者別状況】

2026年８月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	1	－	－	1	2	－
所有株式数（単元）	－	－	－	7,501	－	－	2,499	10,000	－
所有株式数の割合（%）	－	－	－	75.0	－	－	25.0	100.0	－

(7)【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社Big Thick	東京都江東区大島８－４－２、１階	750,100	75.0
吉田 大太	東京都江東区	249,900	25.0
計	―	1,000,000	100.0

（注）株式会社Big Thickは、当社代表取締役社長吉田大太の資産管理会社であります。

(8)【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年８月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	―	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,000,000	10,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	1,000,000	―	―
総株主の議決権	―	10,000	―

②【自己株式等】

該当事項はありません。

(9)【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つと認識しており、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実を図りつつ、安定的かつ継続的な利益還元を実施することを基本方針としております。

内部留保資金については、財務体質の強化と人員の拡充・育成をはじめとした事業拡充への投資や経営体質強化のための配分に活用する方針であります。

剰余金の配当を行う場合には、年１回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は、中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき、１株当たり９円の期末配当を実施することといたしました。

（注）基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）
2026年11月27日 定時株主総会決議	9,000	9.00

4 【株価の推移】

（１）【最近３年間の事業年度別最高・最低】

回次	第９期	第10期	第11期
決算年月	2024年８月	2025年８月	2026年８月
最高（円）	－	－	2,150
最低（円）	－	－	2,150

（２）【最近６か月の月別最高・最低】

月別	2026年３月	４月	５月	６月	７月	８月
最高（円）	－	2,150	－	－	－	－
最低（円）	－	2,150	－	－	－	－

（注）１．最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。
２．当社株式は、2026年４月20日付で東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場しております。それ以前の　株価については該当事項はありません。
３．2026年５月から８月までは、売買実績がないため記載しておりません。

５ 【役員の状況】

男性４名　女性―名(役員のうち女性の比率―%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	吉田　大太	1983年11月12日生	2006年４月 2007年７月 2009年７月 2016年８月 2024年９月	株式会社キャリアデザインセンター　入社 セレブレッド株式会社　設立 代表取締役社長 株式会社ユニーク設立　取締役副社長 当社　設立　代表取締役社長（現任） 株式会社Big Thick 代表取締役（現任）	（注）１	（注）３	1,000,000 （注）５
取締役	経営管理部長	前田　真嗣	1968年５月16日生	1993年２月 1998年11月 2005年８月 2006年４月 2008年８月 2015年12月 2020年７月 2021年７月 2023年６月 2024年３月 2024年８月 2024年12月	株式会社東進社　入社 株式会社シーマ（現株式会社ニューアートホールディングス）　入社 エスグラントコーポレーション株式会社　入社 株式会社トレードウィン　入社 経営企画室室長 株式会社SBIネットシステムズ　入社 経営企画部部長 株式会社セクションエイト　入社 社長室室長 アップセルテクノロジィーズ株式会社　入社　経営企画室室長 AWL株式会社　入社　経営企画室室長 株式会社カラーアンドデコ　入社 管理部部長 金城重機株式会社　入社　管理部部長 当社　入社　経営管理部部長 当社　取締役　経営管理部長（現任）	（注）１	（注）３	―
取締役	クリエイティブ部長	組野　航	1986年５月15日生	2010年８月 2013年５月 2015年12月 2022年４月 2024年４月 2025年11月	株式会社マザーエンタテイメント 株式会社ゼロフィックス 株式会社ユニーク 当社　入社 当社　クリエイティブ部長 当社　取締役クリエイティブ部長（現任）	（注）１	（注）３	―
監査役	―	野口　力彌	1976年５月21日生	1999年９月 2011年２月 2011年３月 2013年６月 2024年12月	光用会計事務所（現　光用・持田パートナー会計）　入所 税理士登録 野口力彌税理士事務所　開設（現任） シンヨー株式会社　監査役（現任） 当社　監査役（現任）	（注）２	（注）３	―
計								1,000,000

（注）１．取締役の任期は、2026年11月27日開催の定時株主総会終結の時から、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

２．監査役の任期は、2025年11月28日開催の定時株主総会終結の時から、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

３．2026年８月期における役員報酬の総額は39,200千円を支給しております。

４．監査役野口力彌氏は、社外監査役であります。

５．代表取締役社長の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社Big Thickが所有する株式数を含めた実質所有株式数で記載しております。

６ 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

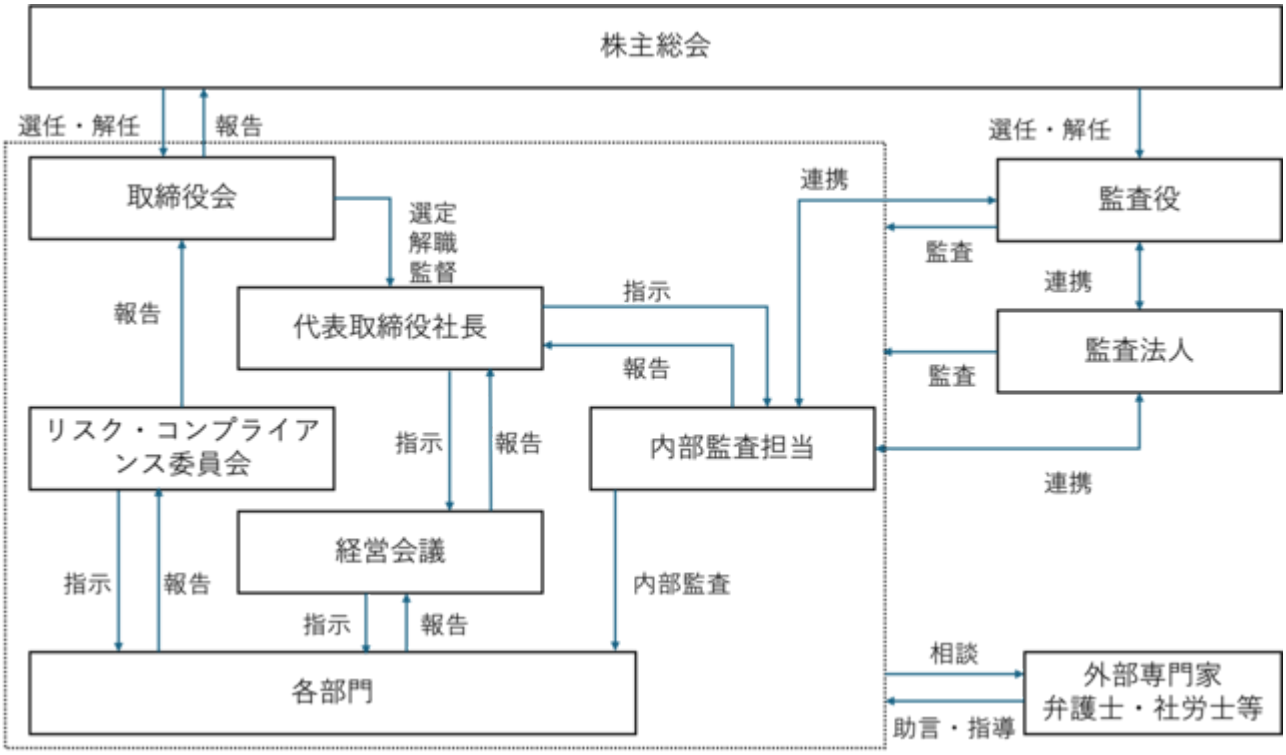

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、長期継続的に企業価値を高めるため、法令遵守に基づき、健全で透明性の高い経営を行い、コンプライアンスとタイムリー・ディスクロージャーを徹底することにより、株主や顧客など当社を取り巻く全てのステークホルダーの利益を守ることが重要であると認識しています。そのために、取締役会、監査役、内部監査、監査法人を通じて、適法性の確保及び不正防止のための体制作りの整備に努めております。

② 会社の機関の内容

イ．取締役会

当社の取締役会は、３名の取締役で構成されております。取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定時取締役会が毎月１回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。取締役及び各部の部長・マネージャーは、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ．監査役

当社は監査役制度を採用しており、１名（非常勤監査役）で構成されております。監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ．会計監査

当社は、監査法人アヴァンティアと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき監査を受けております。なお2026年８月期において監査を執行した公認会計士は相馬裕晃氏、梶原大輔氏の２名であり、いずれも継続監査年数は７年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は、公認会計士４名、会計士試験合格者３名、その他１名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

二．経営会議

当社の経営会議は、取締役及び事業部の副部長以上で構成されております。経営会議は月２回開催されており、経営数字の進捗と、予算達成に対する課題の抽出と課題解決策、また各事業部の課題とその対応策等を協議、決定しております。

ホ．リスク・コンプライアンス委員会

当社のリスク・コンプライアンス委員会は、全社的なコンプライアンス推進を目的に設置されています。委員会は、取締役を中心に構成され、法令遵守や倫理的行動の確保に向けた体制整備を進めています。具体的には、内部通報の受付や調査、クレームや事故及び労務状況の報告、コンプライアンス違反の再発防止策の審議、従業員への研修の実施を担当しています。また、委員会は四半期ごとに開催され、必要に応じて適切な対応策が講じられています。

③　内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④　内部監査及び監査役の状況

当社は、内部監査体制強化のために、代表取締役が指名した内部監査人（担当者１名）を設置しております。内部監査担当は、内部監査規程に基づき、業務の適正性及び効率性を確保するために監査を実施しております。監査はクロス監査方式を採用しており、部門間の相互チェックを通じて監査の客観性を高めています。監査結果は代表取締役及び監査役に提出・報告され、必要に応じて改善指導やフォローアップを実施しております。また、監査役や監査法人との連携を通じて、監査業務の有効性及び透明性をさらに高めております。

監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題や改善事項等について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

⑤　リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として経営管理本部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥　社外取締役及び社外監査役の状況

当社は、社外取締役を選任しておりませんが、社外監査役は１名を選任しております。社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。社外監査役野口力彌氏は、税理士として野口力彌税理士事務所を開業しており、客観的・専門的な観点から当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化・充実に寄与しており、必要な助言や提言を行っております。なお、当社との間には人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準又は方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦　役員の報酬等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	賞与	ストックオプション	
取締役（社外取締役を除く）	36,800	35,800	1,000	－	4
監査役（社外監査役を除く）	－	－	－	－	－
社外役員	2,400	2,400	－	－	1

（注）上記には、2025年11月28日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。

⑧　取締役及び監査役の定数

当社の取締役は４名以内、監査役は３名以内とする旨を定款で定めております。

⑨　取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩　株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪　自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫　中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第５項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑬　取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠った取締役及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭　社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑮　支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社が支配株主との取引を行う際には、一般の取引と同様の適切な条件で行うことを基本方針として、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分審議した上で意思決定を行うこととしております。

(2)【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度 監査証明業務に基づく報酬（千円）	最近事業年度 非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	13,000	－

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針は定めておりませんが、監査日数や、当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第６ 【経理の状況】

１ 財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

２ 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、当事業年度（2025年９月１日から2026年８月31日まで）の財務諸表について、監査法人アヴァンティアにより監査を受けております。

３ 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

① 【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2025年８月31日)	当事業年度 (2026年８月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	190,579	389,900
売掛金	63,148	114,507
仕掛品	3,734	6,521
前渡金	17,899	32,326
前払費用	8,393	20,756
その他	5,200	5,993
貸倒引当金	△80	△205
流動資産合計	288,875	569,801
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,346	46,614
減価償却累計額	△130	△6,513
建物（純額）	2,215	40,100
車両運搬具	347	5,338
減価償却累計額	△347	△3,258
車両運搬具（純額）	0	2,079
工具、器具及び備品	15,166	23,516
減価償却累計額	△7,474	△12,551
工具、器具及び備品（純額）	7,691	10,965
有形固定資産合計	9,907	53,144
投資その他の資産		
敷金及び保証金	7,048	18,928
保険積立金	6,400	8,000
繰延税金資産	9,406	8,587
その他	440	797
貸倒引当金	△440	△440
投資その他の資産合計	22,855	35,873
固定資産合計	32,763	89,018
資産合計	321,638	658,819

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	9,321	22,237
短期借入金	33,310	25,000
１年内返済予定の長期借入金	13,068	87,180
未払金	23,831	33,052
未払費用	18,138	42,403
未払法人税等	8,870	16,471
未払消費税等	20,069	24,235
前受金	33,040	44,706
預り金	5,489	7,104
賞与引当金	3,512	－
リース債務	186	188
前受収益	－	5,436
その他	407	1,109
流動負債合計	169,243	309,126
固定負債		
長期借入金	47,468	152,785
リース債務	882	694
資産除去債務	－	21,996
長期前受収益	－	4,077
固定負債合計	48,350	179,552
負債合計	217,593	488,679
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金		
利益準備金	500	500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	93,545	159,640
利益剰余金合計	94,045	160,140
株主資本合計	104,045	170,140
純資産合計	104,045	170,140
負債純資産合計	321,638	658,819

② 【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
売上高	※１　549,891	※１　891,787
売上原価	226,074	384,359
売上総利益	323,817	507,428
販売費及び一般管理費	※２　287,630	※２　421,921
営業利益	36,187	85,507
営業外収益		
受取利息	236	600
受取家賃	700	5,559
補助金収入	3,200	400
雇用助成金	1,790	700
ポイント収入	879	2,400
その他	1,353	275
営業外収益合計	8,160	9,936
営業外費用		
支払利息	1,484	3,357
支払手数料	17	56
解決金	－	1,500
その他	236	382
営業外費用合計	1,738	5,297
経常利益	42,609	90,146
特別利益		
固定資産売却益	※３　791	－
特別利益合計	791	－
特別損失		
固定資産除却損	－	※４　2,278
特別損失合計	－	2,278
税引前当期純利益	43,401	87,867
法人税、住民税及び事業税	8,905	20,952
法人税等調整額	12,081	819
法人税等合計	20,987	21,772
当期純利益	22,413	66,095

【売上原価明細書】

区分	注記番号	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日） 金額（千円）	構成比 （％）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日） 金額（千円）	構成比 （％）
Ⅰ　労務費		65,639	28.6	79,033	20.4
Ⅱ　経費	※	164,169	71.4	308,113	79.6
当期総製造費用		229,809	100.0	387,146	100.0
期首仕掛品棚卸高		－		3,734	
合計		229,809		390,880	
期末仕掛品棚卸高		3,734		6,521	
当期売上原価		226,074		384,359	

（注）※　主な内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
制作費（千円）	89,402	150,474
外注費（千円）	74,767	157,639

（原価計算の方法）

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2024年９月１日　　至　　2025年８月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	10,000	－	76,631	76,631	86,631	86,631
当期変動額						
剰余金の配当		500	△5,500	△5,000	△5,000	△5,000
当期純利益			22,413	22,413	22,413	22,413
当期変動額合計	－	500	16,913	17,413	17,413	17,413
当期末残高	10,000	500	93,545	94,045	104,045	104,045

当事業年度（自　2025年９月１日　　至　　2026年８月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	10,000	500	93,545	94,045	104,045	104,045
当期変動額						
当期純利益			66,095	66,095	66,095	66,095
当期変動額合計	－	－	66,095	66,095	66,095	66,095
当期末残高	10,000	500	159,640	160,140	170,140	170,140

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	43,401	87,867
減価償却費	4,442	15,122
敷金償却額	4,309	2,579
保証金償却額	882	3,555
賞与引当金の増減額（△は減少）	408	△3,512
受取利息及び受取配当金	△236	△600
受取家賃	△700	△5,559
補助金収入	△3,200	△400
雇用助成金	△1,790	△700
ポイント収入	△879	△2,400
固定資産除却損	－	2,278
資産除去債務関連費用	－	165
支払利息	1,484	3,357
解決金	－	1,500
固定資産売却益	△791	－
支払手数料	17	56
売上債権の増減額（△は増加）	△28,669	△51,359
貸倒引当金の増減額（△は減少）	40	125
棚卸資産の増減額（△は増加）	△3,734	△2,787
前渡金の増減額（△は増加）	△8,219	△14,426
前払費用の増減額（△は増加）	△4,151	△12,706
その他の流動資産の増減額（△は増加）	△1,746	△793
仕入債務の増減額（△は減少）	△8,885	12,915
未払金の増減額（△は減少）	5,140	8,127
未払費用の増減額（△は減少）	1,670	24,330
前受金の増減額（△は減少）	8,339	11,666
未払消費税等の増減額（△は減少）	18,303	4,166
預り金の増減額（△は減少）	4,132	1,615
その他の流動負債の増減額（△は減少）	11	6,139
長期前受収益の増減額（△は減少）	－	4,077
その他	2,165	11,563
小計	31,744	105,964
利息及び配当金の受取額	201	510
利息の支払額	△1,418	△3,423
補助金の受取額	3,200	400
助成金の受取額	1,790	700
解決金の支払額	－	△1,500
法人税等の支払額	△34	△13,261
営業活動によるキャッシュ・フロー	35,483	89,390

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の売却による収入	900	－
有形固定資産の取得による支出	△7,591	△37,727
敷金及び保証金の回収による収入	1,043	42
敷金及び保証金の差入による支出	△3,981	△21,715
保険積立金の積立による支出	△1,600	△1,600
投資活動によるキャッシュ・フロー	△11,228	△61,001
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	33,310	△8,310
長期借入れによる収入	64,000	230,000
長期借入金の返済による支出	△11,355	△50,571
リース債務の返済による支出	△183	△186
配当金の支払額	△5,000	－
財務活動によるキャッシュ・フロー	80,771	170,932
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	105,025	199,321
現金及び現金同等物の期首残高	85,553	190,579
現金及び現金同等物の期末残高	※１　190,579	※１　389,900

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年～15年
車両運搬具	２年
工具、器具及び備品	４年～10年

また、取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により３年間で均等償却しております。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、個々のリース資産に重要性が乏しいと認められるリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

３．引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社はSNSマーケティング事業を営んでおり、主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

なお、履行義務の対価は、概ね１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

・SNSアカウント運用代行

アカウント運用の主な履行義務は顧客の公式SNSアカウントの運用を代行することであり、当該履行義務はSNSアカウントの運用期間にわたり充足されるため、当該期間にわたり収益を認識しております。

・ショート動画制作、その他

ショート動画制作の主な履行義務は顧客に制作物等を提供することであり、当該履行義務は制作物等の検収時点において充足されるため、当該時点で収益を認識しております。ただし、役務提供期間にわたり履行義務が充足されるものについては、対応する期間にわたり収益を認識しております。

５．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

繰延税金資産

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	前事業年度 (2025年８月31日)	当事業年度 (2026年８月31日)
繰延税金資産	9,406	8,587

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

予算及び中期経営計画により見積もられた将来の課税所得に基づき、繰延税金資産を計上しております。予算及び中期経営計画は、一定の仮定を置いて策定しておりますが、課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があります。実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

（未適用の会計基準等）

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年９月13日 企業会計基準委員会）
・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年９月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年８月期の期首から適用いたします。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（損益計算書関係）

※１　顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益以外の収益に重要性が乏しいため、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

※２　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
役員報酬	33,600千円	38,200千円
給料賃金	62,288	97,857
賞与引当金繰入額	3,512	－
貸倒引当金繰入額	40	125
販売促進費	35,377	32,253
減価償却費	4,442	15,122
おおよその割合		
販売費	62％	52％
一般管理費	38％	48％

※３　固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
車両運搬具	791千円	－千円

※４　固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
建物	－千円	2,062千円
工具、器具及び備品	－	216
計	－	2,278

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	100	－	－	100

２　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３　新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	１株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2024年９月17日 臨時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,000	50,000	2024年 ８月31日	2024年 ９月17日

（注）2025年11月29日付で普通株式１株につき10,000株の割合で株式分割を行いましたが、上記の１株当たり配当額は当該株式分割前の内容を記載しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	100	999,900	－	1,000,000

（変動事由の概要）2025年11月29日付で普通株式１株につき10,000株の割合で株式分割を行ったことによる増加であります。

２　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３　新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４　配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年11月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	9,000	9.00	2026年８月31日	2026年11月30日

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び現金同等物の期末残高は貸借対照表に記載されている現金及び預金残高と一致しております。

２　重要な非資金取引の内容

当事業年度に新たに計上した重要な資産除去債務の額は、21,831千円であります。

（リース取引関係）

（借主側）

１．ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①　リース資産の内容　　有形固定資産　本社におけるセキュリティ機器（工具、器具及び備品）であります。

②　リース資産の減価償却の方法

「重要な会計方針」の「２．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

２．オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に賃貸借契約に基づき預託しているものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。借入金のうち変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２　金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2025年８月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 敷金及び保証金(*2)	3,582	3,569	△13
資産計	3,582	3,569	△13
(1) 長期借入金(*3)	60,536	59,809	△727
(2) リース債務(*4)	1,068	1,032	△36
負債計	61,604	60,841	△763

当事業年度（2026年８月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 敷金及び保証金	18,928	18,419	△509
資産計	18,928	18,419	△509
(1) 長期借入金(*3)	239,965	239,932	△33
(2) リース債務(*4)	882	853	△29
負債計	240,847	240,785	△62

(*1)「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」及び「預り金」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)前事業年度の貸借対照表における「敷金及び保証金」の金額と金融商品の時価における「貸借対照表計上額」との差額は、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高であります。

(*3)長期借入金は１年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(*4)リース債務は１年内返済予定のリース債務を含んでおります。

（注１）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2025年８月31日)

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	190,579	－	－	－
売掛金	63,148	－	－	－
合計	253,727	－	－	－

当事業年度(2026年８月31日)

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	389,900	－	－	－
売掛金	114,507	－	－	－
合計	504,407	－	－	－

（注２）短期借入金、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度(2025年８月31日)

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
短期借入金	33,310	－	－	－	－	－
長期借入金	13,068	10,488	10,488	10,488	7,904	8,100
リース債務	186	188	190	192	195	115
合計	46,564	10,676	10,678	10,680	8,099	8,215

当事業年度(2026年８月31日)

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
短期借入金	25,000	－	－	－	－	－
長期借入金	87,180	87,180	49,601	8,444	6,480	1,080
リース債務	188	190	192	195	115	－
合計	112,368	87,370	49,793	8,639	6,595	1,080

３　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2025年８月31日)

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金及び保証金	－	3,569	－	3,569
資産計	－	3,569	－	3,569
長期借入金	－	59,809	－	59,809
リース債務	－	1,032	－	1,032
負債計	－	60,841	－	60,841

当事業年度(2026年８月31日)

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金及び保証金	－	18,419	－	18,419
資産計	－	18,419	－	18,419
長期借入金	－	239,932	－	239,932
リース債務	－	853	－	853
負債計	－	240,785	－	240,785

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

本社の敷金は、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、その他の敷金及び保証金は、重要性が乏しいため帳簿価額によっております。いずれもレベル２の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

長期借入金のうち変動金利によるもの及び期末日に新規に実行したものは、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。それ以外の固定金利によるもの及びリース債務は、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、いずれもレベル２の時価に分類しております。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
繰延税金資産		
貸倒損失	17,874千円	18,858千円
資産除去債務	－	7,793
未払事業税	－	2,103
未払賞与	1,847	407
貸倒引当金	147	155
敷金償却	1,812	－
賞与引当金	1,179	－
その他	－	402
繰延税金資産小計	22,861	29,722
評価性引当額	△11,305	△12,498
繰延税金資産合計	11,556	17,223
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	－	△5,801
保険積立金	△2,149	△2,834
繰延税金負債合計	△2,149	△8,636
繰延税金資産の純額	9,406	8,587

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
法定実効税率	33.6%	34.6%
（調整）		
評価性引当額の増減	17.2	1.4
税額控除	△2.9	△7.7
中小法人の軽減税率	－	△0.9
税率変更による期首一時差異の修正	－	△1.4
その他	0.5	△1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.4	24.8

（資産除去債務関係）

前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

当社は、本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる債務を資産除去債務として認識しております。なお、賃貸借契約に関する敷金が資産に計上されているため、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

(1) 当該資産除去債務の概要

本社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から２年４か月と見積り、割引率は1.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2024年９月１日 至 2025年８月31日)	当事業年度 (自 2025年９月１日 至 2026年８月31日)
期首残高	－千円	－千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－	21,831
時の経過による調整額	－	165
期末残高	－	21,996

(収益認識関係)

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はSNSマーケティング事業を営む単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益、キャッシュ・フローの性質から収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) ４．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	34,479	63,148
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	63,148	114,507
契約負債（期首残高）	24,700	33,040
契約負債（期末残高）	33,040	44,706

貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に含まれております。契約負債は、履行義務を充足する前に顧客から受け取った前受金であります。当該前受金は収益の認識に伴い取り崩されます。期首現在の契約負債残高は33,040千円であり、当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債に含まれていた金額は33,040千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

当社はSNSマーケティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

当社はSNSマーケティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、売上高の10％以上を占める相手先が存在しないため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、売上高の10％以上を占める相手先が存在しないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1　関連当事者との取引

該当事項はありません。

2　親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
１株当たり純資産額	104円05銭	170円14銭
１株当たり当期純利益	22円41銭	66円10銭

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．当社は2025年11月14日開催の取締役会の決議に基づき、2025年11月29日付で普通株式１株につき10,000株の株式分割を行いましたが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

３．1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
当期純利益（千円）	22,413	66,095
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（千円）	22,413	66,095
期中平均株式数（株）	1,000,000	1,000,000

４．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
純資産の部の合計額（千円）	104,045	170,140
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	－	－
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	104,045	170,140
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式（株）	1,000,000	1,000,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物	2,346	46,505	2,237	46,614	6,513	6,558	40,100
車両運搬具	347	4,991	－	5,338	3,258	2,911	2,079
工具、器具及び備品	15,166	9,141	791	23,516	12,551	5,652	10,965
有形固定資産計	17,860	60,637	3,028	75,468	22,322	15,122	53,144
保証金	669	4,215	3,555	1,330	－	－	1,330

（注）１．当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物　本社移転に伴う内装工事等　24,674千円、資産除去債務に対応する除去費用　21,831千円

車両運搬具　営業用車両　4,991千円

工具、器具及び備品　ノートパソコン等　8,002千円

２．当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物　旧本社の内装設備の除却　2,237千円

工具、器具及び備品　旧本社の什器備品の除却　791千円

３．保証金の当期増加額は大阪支社の賃貸借契約に係る保証金1,225千円及び本社の賃料保証委託料2,990千円、当期減少額は償却額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 （千円）	当期末残高 （千円）	平均利率 （％）	返済期限
短期借入金	33,310	25,000	2.15	－
１年以内に返済予定の長期借入金	13,068	87,180	2.25	－
１年以内に返済予定のリース債務	186	188	1.21	－
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く）	47,468	152,785	2.24	2027年９月～2032年１月
リース債務（１年以内に返済予定のものを除く）	882	694	1.21	2027年９月～2031年３月
合計	94,914	265,847	－	－

（注）１．「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
２．長期借入金及びリース債務（１年以内に返済予定のものを除く）の決算日後５年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	１年超２年以内 （千円）	２年超３年以内 （千円）	３年超４年以内 （千円）	４年超５年以内 （千円）
長期借入金	87,180	49,601	8,444	6,480
リース債務	190	192	195	115

【引当金明細表】

科目	当期首残高 （千円）	当期増加額 （千円）	当期減少額 （目的使用） （千円）	当期減少額 （その他） （千円）	当期末残高 （千円）
貸倒引当金	520	205	－	80	645
賞与引当金	3,512	－	3,512	－	－

（注）　貸倒引当金当期減少額（その他）は、一般債権の洗替による取崩額等であります。

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 （千円）	当期増加額 （千円）	当期減少額 （千円）	当期末残高 （千円）
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務	－	21,996	－	21,996

(2)【主な資産及び負債の内容】

1　流動資産

①　現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	40
預金	
普通預金	389,860
計	389,860
合計	389,900

②　売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社博報堂アイ・スタジオ	15,620
インタセクト・コミュニケーションズ株式会社	10,219
ホンダモビリティランド株式会社	5,753
株式会社ミスズ	5,060
株式会社カイタックファミリー	4,620
その他	73,235
合計	114,507

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$
63,148	992,029	940,670	114,507	89.1	32.7

③　仕掛品

品名	金額(千円)
給料賃金等	2,319
制作費	105
外注費	4,097
合計	6,521

2　流動負債

①　買掛金

相手先	金額(千円)
(個人)	2,977
X Asia Pacific Internet Pte. Ltd.	2,684
株式会社オアジ	1,100
株式会社Lycollection	947
エルコムウォーク株式会社	834
その他	13,695
合計	22,237

②　未払金

相手先	金額(千円)
株式会社マネーフォワード	14,020
株式会社ソフマップ	3,283
株式会社イングリウッド	2,530
監査法人アヴァンティア	2,200
その他	11,019
合計	33,052

③　未払費用

相手先	金額(千円)
従業員給与	21,572
勝どきマネジメント合同会社	12,558
社会保険料等	6,971
労働保険料等	1,202
その他	100
合計	42,403

④　前受金

相手先	金額(千円)
株式会社カイタックファミリー	35,642
株式会社ヤマウチ	1,935
テッセランド株式会社	1,897
生活協同組合おおさかパルコープ	1,650
その他	3,582
合計	44,706

⑤　１年内返済予定の長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社りそな銀行	54,012
株式会社みずほ銀行	16,680
株式会社東日本銀行	10,008
株式会社日本政策金融公庫	6,480
合計	87,180

３　固定負債

①　長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社りそな銀行	72,473
株式会社みずほ銀行	33,320
株式会社日本政策金融公庫	27,000
株式会社東日本銀行	19,992
合計	152,785

(3)【その他】

該当事項はありません。

第７ 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第８ 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年９月１日から翌年８月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後３か月以内
基準日	８月31日
株券の種類	―
剰余金の配当の基準日	毎年２月末日、毎年８月31日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	―
株主名簿管理人	―
取次所	―
名義書換手数料	―
新券交付手数料	―
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
株主名簿管理人	株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	―
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL https://www.feriest.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第１ 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2026年11月27日

株式会社フェリエスト

取 締 役 会　御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　相　馬　裕　晃

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　梶　原　大　輔

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フェリエストの2025年９月１日から2026年８月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フェリエストの2026年８月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家と

しての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記の監査報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。